

一般財団法人栃木県教育福祉振興会前期部会給付規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）運営規則第2条の規定に基づき、前期部会給付の額および条件を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所 属 所 公立学校共済組合栃木支部(以下「栃木支部」という。)の組合員が所属する所属所をいう。ただし、栃木支部の組合員以外の会員の所属所については、理事長が別に定める。
- (2) 給 料 給料および給料の調整額（特別調整額を除く。）の合計額をいう。

(請求手続)

第3条 給付を受けようとする者は、「一般財団法人栃木県教育福祉振興会給付事務取扱要領」に定める請求書にそれぞれ必要な書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

第2章 健康管理事業

(予防接種補助)

第4条 会員がインフルエンザ予防ワクチンの接種(以下この条において「予防接種」という。)を受け、1年度における予防接種に係る支払額の合計額が1,000円以上であるときは、予防接種補助金を給付する。

2 予防接種補助金の額は、次の各号に掲げる1年度における予防接種に係る支払額の合計額の区分に応じ、当該各号に定める額を当該1年度の額とする。

- (1) 1,000円以上3,000円未満 当該支払額の2分の1の金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (2) 3,000円以上 2,000円

(人間ドック補助)

第5条 会員が人間ドック、脳ドック等の健康診断(以下この条において「人間ドック」という。)を受け、1回の人間ドックに係る支払金額が10,000円以上であるときは、人間ドック補助金を給付する。ただし、人間ドック補助金の対象となる人間ドックは1年度につき1回とする。

2 人間ドック補助金の額は、2,000円とする。

(リフレッシュ利用助成)

第6条 会員が国内で実施される公演の鑑賞、スポーツ観戦（いずれもオンライン視聴を含

む) または国内に所在するテーマパーク、ゴルフ場、スポーツクラブ、カルチャーセンター、ホテル、保険適用外のマッサージ等の利用を行い、1回の鑑賞、観戦等または利用に係る支払金額が3,000円以上(会員本人利用分に限る)であるときは、リフレッシュ利用助成金を給付する。ただし、リフレッシュ利用助成金の対象となる鑑賞、観戦等または利用は1年度につき2回までとする。

2 リフレッシュ利用助成金の額は、1回の鑑賞、観戦等または利用につき2,000円とする。

第3章 福祉事業

(永年会員祝金)

第7条 会員が運営規則第3条第1項の規定により会員の資格を取得してから、20年または30年加入したときは、永年会員祝金を給付する。ただし、市町教育委員会等に出向していた場合で、会員資格の一時休止期間は除く。

2 永年会員祝金の額は、20,000円とする。

第4章 給付事業

(医療費補助)

第8条 会員が、疾病または負傷により保険医療機関等で医療を受けたときは、その医療に要した費用(健康保険法(大正11年法律第70号)第76条に規定する「療養に要した費用」をいう。)から、栃木支部または健康保険組合等から給付を受ける額および法令の規定により国または地方公共団体から給付を受ける額を控除して得た額が1件につき1,500円を超える場合に、当該超える額を医療補助金として給付する。ただし、給付額は1件につき3,000円を限度とし、100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

2 医療費補助金は、前項ただし書きの端数処理をした後の金額が400円以下のときは給付しない。

(準 用)

第9条 会員が、保険医療機関以外の医療機関等で保険医療を受けた場合は、前条に準じて医療費補助金を給付する。

(給付の単位)

第10条 第8条および第9条に定める医療給付は、診療報酬・調剤報酬請求明細書1件ごとに行うこととし、1か月(月の初日から末日までをいう。)を単位とする。

(請求手続の省略)

第11条 医療費補助の給付は、第3条の規定にかかわらず請求を要しないものとする。ただし、栃木支部の組合員以外の会員については、第3条に定める手続により診療報酬・調剤報酬請求明細書の写しまたは医療機関の発行する領収書を添えて請求しなければならない。

(入院費補助)

第12条 会員が、疾病または負傷により保険医療機関に引き続き5日以上入院したときは、

入院の初日より入院費補助金を給付する。

- 2 入院費補助の額は、1日につき1,000円とする。
- 3 給付の請求手続は、前条を準用する。

(準用)

第13条 会員が、保険医療機関以外の医療機関に引き続き5日以上入院したときは、前条に準じて入院費補助金を給付する。

(結婚給付金)

第14条 会員が結婚したときは、結婚給付金を給付する。会員が退職による退会の日から6か月以内に結婚したときについても同様とする。ただし、給付回数は生涯を通じて1回限りとする。

- 2 結婚給付金の額は、20,000円とする。

(休業等手当金)

第15条 会員が病気・負傷または育児のため勤務に服することができない場合において、給料の全部が支給されないときは、その会員の掛金相当額を休業等手当金として給付する。

2 会員が被扶養者等の介護のため勤務に服することができない場合において、給料の全部が支給されないときまたは支給される給料の額が共済組合掛金（当該掛金に相当する社会保険料を含む。）の額に満たないときは、その会員の掛金相当額および共済組合掛金（当該掛金に相当する社会保険料を含む。）相当額を休業等手当金として給付する。

(弔慰金)

第16条 会員が死亡したときは、弔慰金を給付する。

- 2 弔慰金の額は、100,000円とする。

第5章 退会給付事業

(退会給付金)

第17条 会員が退職により退会したとき、または満60歳に達する年度が終了したときは、退会給付金を給付する。

- 2 退会給付金の額は、会員期間1年につき10,000円とする。ただし、70,000円を限度とする。
- 3 前項の会員期間は、12か月をもって1年とする。

第6章 雑 則

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、振興会の給付に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、振興会の設立登記の日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 財団法人栃木県教育福祉振興会給付規程(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 施行日以前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

令和5年2月22日 一部改正（規程名称、第1条、第6条第1項、第7条、
第8条第1項、第9条、第17条第1項）

ただし、令和6年4月1日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。